

社団法人 日本経営士会 千葉県会 会報

EMC 千葉

Ever
Management
Consultant
Chiba

発行 (社)日本経営士会 千葉県会 <http://keieishi-chiba.org/>
 県会長 河井成夫 〒270-0032 松戸市新松戸北 2-11-1
 新松戸ファミリーハイツ 5-707 TEL/ FAX 047-346-4441
 編集 事務局 副会長 若月英司 (会報担当) 鈴木伸一

平成20年3月22日発行

第78号

既に Management Consultant 誌上で発表されましたとおり、来年度より千葉県会は支部へ改組されます。既に役員選挙も行われプロジェクトチームが支部改組の準備を進めています。三寒四温、春も本番に向かって着実に歩んでいます。気温の変化が激しい折、皆様も健康にお気をつけください。

千葉県会第53回定時総会開催のお知らせ

千葉県会定時総会を下記の要領で執り行います。会員諸氏にはぜひご出席願います。

日時 平成20年5月10日(土)

総会：13:00～14:20

特別講演会：14:30～15:50

講師 国立大学法人千葉大学 学長 古在 豊樹 氏

テーマ 「産学連携の現状とこれから—千葉大学を例として」

支部発足祝賀パーティ：16:00～18:00 (参加費6,000円)

場所 プラザ菜の花

電話：043-222-8271

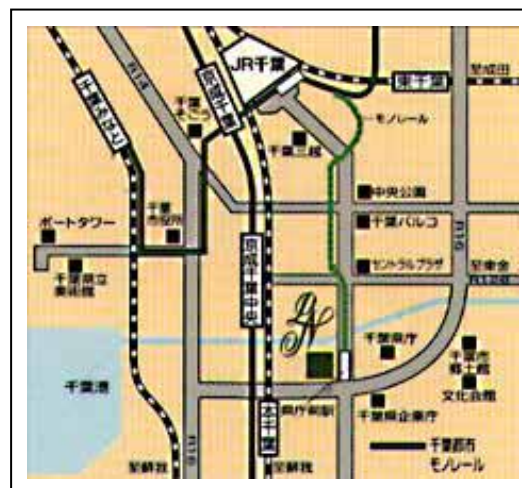
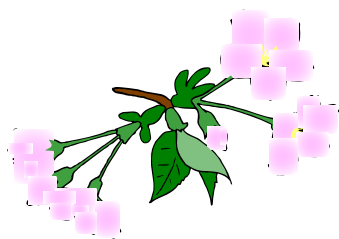
JR 千葉駅より千葉県庁経由バスで約10分、「千葉県庁前」で下車徒歩1分。

JR 本千葉駅より徒歩約3分。

千葉都市モノレールで「県庁前駅」下車すぐ。

「支部への組織変更」が予定されています。詳細は次ページ以降に掲載いたします。

詳細は後日郵送にて連絡いたします。



支部改組への取り組みについて

千葉県会 会長 河井 成夫

Management Consultant 1月号に記載のある通り、理事会に於いて千葉と埼玉の両県会が支部への改組が承認されました。それを受けて会員各位には、1月24日付けの書状にて「千葉支部役員への立候補依頼並びに組織変更に関する諸準備について」を送らせて頂きました。

書状中でお願ひ致しましたことは「千葉支部への組織変更プロジェクト会議への諸準備権限委譲」としての件につきましては、賛成多数にて権限委譲を認めて頂きました。

また、併せて募集しました「千葉支部への組織変更プロジェクト会議」委員の募集については応募者にも参加頂き、去る3月1日に「千葉支部への組織変更プロジェクト会議」を実施致しました。

ご存知のように、本年12月より公益法人制度改革が実施されます。日本経営士会もそれに合わせ公益社団法人となるべく活動を行っております。それにより従来のような会員向けの活動だけでなく広く公益性を持った活動が期待されております。

支部としては経営士会の本部と財務上、連結決算となりますので、活動の上でも今まで以上に本部との強力な連携を求められることになるでしょう。

従って、これらのことを考慮して以下のような部会を設置し、個別に検討を進めております。

- ・支部規約制定部会：支部規約の作成
- ・対内対策部会：支部事業計画案、支部収支予算案、支部HP改訂等必要事項の取りまとめ
- ・対外対策部会：支部への組織変更に伴う対外事項の取りまとめ

依って、具体的な成果については本誌上や総会の場で発表致して参ります。

支部としては暫くの間は従来どおりの活動して参ることになるとでしょう。また、北関東支部、埼玉支部とは従来に加え協力体制を取りつつ公益性のある活動を重視して行く必要があると考えております。今年度は役員改選の年であり、支部役員についてはすでに選挙が行われております。依って支部としては初めての事業として新体制で臨むこととなります。今後とも支部活動へのご協力をお願い致します。

千葉支部規約(案)

以下の支部規約は、規約制定部会にて検討しました千葉支部規約(案)です。総会に諮りますので、ご意見等をお寄せください。

(支部の設置)

第1条 社団法人日本経営士会支部規程第2条にもとづき千葉支部を設置し、運営についてはこの規約による。

(区域及び事務所)

第2条 当支部の管轄区域は千葉県とし、主たる事務所を千葉県内に置く。

(目的)

第3条 当支部は本会の基本方針に則りその目的達成に協力するとともに、会員の相互研修を通じて地域企業・団体等の事業に参画し、経営の健全な発展に寄与し、併せて経営士の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)本会業務の分担・実施
 - (2)支部会員の相互研修、連絡、情報交換
 - (3)支部会員の業務に関する広報及び支援
 - (4)経営管理に関する人材の育成
 - (5)地域活性化に協力する研究会の開催
 - (6)経営士試験への協力
 - (7)地域関係機関及び団体との連携
 - (8)知名度向上に関する諸活動
 - (9)その他本会の目的達成に必要と認められる事業
- 2 前項の業務遂行のため、各種委員会を設けることができる。
 - 3 第1項の対外的公益活動遂行のため、必要に応じ経営支援センターを設けることができる。

(構成)

第5条 当支部は千葉県内に登録した社団法人日本経営士会の会員をもって構成する。

(役員)

第6条 当支部に、次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1)支部長 | 1名 |
| (2)副支部長 | 2名以上 |
| (3)常任幹事 | 若干名 |
| (4)幹事 | 7名以上 |

ただし、支部会員の30名までを単位として、これに1名を加算した数を限度とする。(副支部長、常任幹事を含む)

(5)監事 2名

(役員を選任)

第7条 支部役員を選任は、本会が定める支部役員選挙手続規程による。

- 2 支部役員任期途中の選任・退任者は、選挙管理委員会に報告する。

(役員職務)

第8条 幹事は幹事会を構成し、支部業務の執行を分担する。

- 2 支部長は支部の業務を統括する。
- 3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは予め支部長の指名した副支部長にがその職務を代行する。
- 4 常任幹事は、幹事会から特に委任された事項を審議し、業務を分担する。
- 5 監事は会計及び業務を監査し、それを支部総会に報告する。

(役員任期)

第9条 支部役員任期は、本部役員任期に準ずる。

(相談役)

第10条 支部長は、幹事会の同意を得て支部相談役を委嘱することができる。

- 2 支部相談役は、支部の運営に関して支部長の諮問に答える。
- 3 支部相談役任期は、支部役員任期に準ずる。

(支部運営委員)

第11条 支部長は、運営上必要なときには幹事会の議を経て支部運営委員として若干名を委嘱することができる。

- 2 支部運営委員は、支部の事業に関して幹事会に協力する。
- 3 支部運営委員は、支部役員任期に準ずる。

(経営支援センターの設置、業務、職務)

第12条 支部に経営支援センターを設置する場合は、支部幹事会の議を経て理事会に報告し、承認を得なければならない。

- 2 経営支援センターの業務及び職務は、支部の対外活動の一環として行うがその運用については本規約に準ずる。

(会議)

第13条 支部の会議は次のとおりとし、支部長がこれを召集して、その議長となる。

- (1) 総会 支部総会は、支部に所属する正会員をもって構成し、これを通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎年1回事業年度終了後本会総会前に開催する。臨時総会は幹事会が必要と認めるとき及び支部会員の5分の1以上の連署若しくは支部監事全員から会議の目的たる事項を提示して請求があった時に開催する。

- (2) 幹事会 幹事会は支部長及び幹事をもって構成し、年3回以上開催する。
- (3) 常任幹事会 常任幹事会は支部長、副支部長及び常任幹事をもって構成し支部長が必要と認めるときに開催する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決議する。ただし、可否同数のときには議長がこれを決める。

- 3 議事が緊急を要する場合には、総会を除き前各号に準じて持ち回りの方法で決議することが出来る。

(会議の権能)

第 14 条 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 支部規約の改正、その他支部運営に関する重要事項
- 2 幹事会は、総会の議決した事項の執行に関するもののほか、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項について議決する。
 - 3 常任幹事会は、幹事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

(事業報告及び事業計画)

第 15 条 支部長は、通常総会終了後遅滞なく、事業報告及び収支計算書を本会会長に提出しなければならない。

- 2 支部長は、次年度の事業計画案及び収支予算案を当事業年度末までに本会会長に提出しなければならない。
- 3 支部規約の変更は、支部総会の議を経て理事会に報告し承認を得なければならない。

(経費)

第 16 条 当支部の経費は、本部交付金（支部事業費等）その他の収入により支弁する。

- 2 会員が特別に経費を要する会合に出席した場合、その費用の一部又は全部を負担させることがある。

(公益支援活動)

第 17 条 本会定款第 4 条事業の規定（「公益活動実施に関する規則」）に基づき、当支部は次の内容の公益支援活動を必要と認めたときに実施するが、その運用は本会規定に準ずる。

- (1) 千葉県又は地域行政機関等により、依頼又は事業参画による研究開発・調査研究（「福祉サービス第三者評価」・「介護情報の公表」等を含む）
- (2) 千葉県又は地域行政機関等により、依頼又は事業参画によるコンサルティング業務

(事業年度)

第 18 条 当支部の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(実施細則)

第 19 条 この規約の実施に関し必要な事項は、幹事会の議を経て定める。

(準用)

第 20 条 この規約に定めのない事項は、本会定款及び関連規程を準用する。

(改廃)

第 21 条 この規約の制定及び改廃は、幹事会の議を経て支部総会の承認を得なければならない。

(付則)

この規約は平成 20 年 5 月 10 日より施行する。

会議・研究会開催報告

月例研修会

12月度月例研修会

平成19年12月15日(土) 15:00~17:30

船橋市中央公民館

テーマ：城山三郎と我が人生

講師：鈴木辰之 会員

参加者：阿部俊一、宇賀田登茂男、河井成夫、小塚彦明、佐藤昭保、清水進、大河内國治、鈴木伸一、鈴木健郎、鈴木弘道、高砂巖、鶴岡義明、西村豊、林久雄、原弘行、蓑豊、山田一、横山貞夫、若月英司

(講師紹介)

1940年東京・渋谷生まれ。専修大学商学部卒業。

病院の経理、公認会計士事務所勤務を経て、1971年にスズキ経営を設立し、経営コンサルタントとして独立。現在、取締役2社、監査役6社、顧問先2社、産業能率大学、川崎市などの委嘱講師。(社)千葉県能率協会監事、経営士、NPOシニア大学講師、我孫子コミュニティビジネス協会監事。専門分野は、財務会計指導、経営分析、経営全般指導、社員教育、講演、城山三郎文学作品の研究など。

(講演内容)

我が人生を語る

1. 電車の中、喫茶店が本を読む場所。家では勉強しない。
2. 名刺には、自分の生き方、趣味を刷る。
3. 100。年間50冊の本を読み、25回の映画・演劇等、25回の講演会。
4. 大学(専修大学商学部)簿記習得、そろばん塾の先生で稼ぎながら通学。
5. 30歳。コンサルタントとして独立の年。

城山三郎文学作品を語る

1. 使命感
2. やりきれなさ
3. 事実の重み
4. 社会・歴史を見る人間の生き方
5. 足軽作家
6. 資本主義社会の実態
7. 情動的
8. 自分に拘る人生
9. 見果てぬ夢
10. 志のある作家

作家城山三郎の嫌いなことの一つに「勲章」がある。

「読者とおまえと子供たち、それこそがおれの勲章だ、それ以上のもの、おれには要らんだ」

1 月度月例研修会

平成20年1月19日(土) 14:00~16:00

秋葉学園 千葉校4号館

テーマ：業績が伸びる社員中心主義の「人事戦略」

講師：二宮靖志 会員

参加者：阿部俊一、大塚亜喜雄、河井成夫、小塚彦明、鈴木伸一、鶴岡義明、西村豊、林久雄、保科秀雄、
若月英司

当日の研修は講師都合により中止になりました。

2 月度月例研修会

平成20年2月20日(土) 15:00~17:30

船橋中央公民館

テーマ：「団塊世代の品格」

講師：阿部俊一 会員

参加者：河井成夫、佐藤昭保、鈴木伸一、鶴岡義明、西村豊、林久雄、藤江隆平、山田一、
横山貞夫、若月英司

1. 経緯

団塊世代をもてあそぶな

「国家の品格」藤原正彦著、「松陰と晋作の志」一坂太郎著 の紹介

2. 品格の定義

・市川よみっこ運動の紹介

情緒と形、その人の総合力、憶測の情

3. 私(団塊世代)の履歴書

・小中学校、担任教師の思い出

貧乏・・・情緒を育む 「養」

先生・友人・・・読書 「育」

・高校・大学の思い出

ビートルズ、日大闘争・・・自由

東大安田講堂・・・勇氣

・社会人の思い出

竹中土木でのゼネコン時代、技術本部では水中コンクリートの開発に携わる

ゼネコン下請会社役員時代、バブル崩壊

4. ボランティアへの出会いから退職後の2年間

重度障害者から自分自身が楽しむ事を教わった

ニュージーランドへの海外旅行

アンビシャス51

5. これから

私の職人復活・・・民謡、紙芝居、語り部

3 月度月例研修会

平成 20 年 3 月 15 日 (土) 14:00 ~ 16:00

船橋市中央公民館

テーマ：「社内に浸透していないコーポレート・ガバナンス」

講師：島崎 勇夫 会員（東京支部）

参加者：河井成夫、若月英司、鶴岡義明、佐藤昭保、林久雄、小塚彦明、阿部俊一、鈴木伸一、西村 豊、
矢代 穰、小島和久

- ・講師の経歴自己紹介（銀行系経営相談所、銀行支店長、企業監査役等経験）
- ・参加者の経歴と現況につき全員自己紹介

1. 連続的に発生する企業の社会的不祥事は何が原因か？

赤福事件、ミートホープ事件、パロマ事件等 12 事件につき概要と問題点を解説。

2. 企業不祥事の分析（各事件には次のような問題があった）

- ・社長のワンマン体制 ・利益至上主義 ・コンプライアンスの欠如
- ・リスク認識の欠如 ・スタープレイヤーへの過度の依存 ・モニタリングされない
- ・社内の秘密主義 ・技術の高度化で、担当者でないと分からない
- ・法はきめ細かくとも罰則が緩い ・カネ中心主義

3. コーポレートガバナンスの基本

- ・企業は沢山のステークホルダーに囲まれた社会的存在で、自然人と同じく法律で権限と義務そして責任を課された法人である。（しかしその自己責任を意識していない）
- ・この企業を歩かせるために「コーポレートガバナンス」が必要。見た目がどんなに立派な企業でも経営者がしっかりしたハンドル捌きをしないと、不祥事が起きてしまう。
- ・日本のコーポレートガバナンスの、世界における格付けは先進国中最下位近くにいる。
- ・米国などは事故が起きた時の報告も早く、即、対応した法ができる。

4. コーポレートガバナンス確立：ガバナンスの組織、アカウンタビリティ（社長の正確性の誓約書も）

中小企業においては社長のワンマン体制を排除できるガバナンスが無いと不祥事に結びつく。

5. 取締役の職務と責任 6.09 年 3 月期から実行される内部統制（J-SOX 法）

最後に、「企業のコーポレートガバナンス確立は我々（経営士）の責任」

コンサルタントは社長と対で話せる、また企業の全体を透視できる。

北関東支部 MPP 研修会（於 犬吠埼京成ホテル）

平成20年2月3日（土）～4日（日）

犬吠埼温泉 元湯・黒潮の湯 京成ホテル

テーマ 1：老舗伝統工芸品店の新規事業開発

2：「新農業ビジネスの創造」提案書

参加者：

参加者は43名で次の通り（敬称略）

北関東支部

埼玉：正林 滋二、根岸 一男、阿刀田 実、上田 隆一、上野 延城、小林 敏雄

栃木：大垣 寿雄、大島 猛、香山 務、早瀬 明

群馬：大嶋 祥司

長野：坂井 三郎、茨木 智、依田 和志

茨城：塚本 裕宥、鈴木 勇、山田 成、皆川 勝弘

新潟：中野 伸一、田中 久男、中村光雄

千葉：宇賀田 登茂男、榎田 國男、大河内 国治、河井 成夫、木村 栄宏、小塚 彦明、佐藤 昭保、

鈴木 伸一、鶴岡 義明、中嶋 清介、西村 豊、林 久雄、原 弘行、藤江 隆平

東京支部

東京：島影 敦子、五十嵐 昭平、平山 道雄、赤池 知保、川畑 信一

南関東支部

神奈川：光岡 健二郎

千葉県経営者協会：亀山 哲

各会場に分かれて2月3日、4日の両日、時ならぬ大雪が降り交通機関が大混乱した中、犬吠埼 京成ホテルにて、東京支部の方々も参加して、盛大に北関東支部主催 MPP 研修会を実施しました。

本年は千葉県会が担当県であり、本州の東端、犬吠埼灯台のすぐそばの京成ホテルを会場に設定しましたが、今までMPPの会場に観光ホテルを利用したことがないということもあり、天気がよければ地球の丸さを実感できる、素晴らしいロケーションのはずでした。しかし東京地方は時ならぬ吹雪、銚子はバケツをひっくり返したような大嵐に見舞われ、参加者の方々にも、交通手段を変更するなど当日参集いただくのに大変なお手間をとらせました。ここで心よりお詫びとお礼を申し上げます。

今回のMPPでは、千葉県経営者協会の亀山 哲 様にも参加いただきました。従来から進めているMPPの商品化のひとつの試みとして、千葉県経営者協会でもMPPを活用してもらおうということを交渉しており、その視察を兼ねて参加いただきました。

小林北関東副支部長の挨拶、皆側北関東支部長挨拶に次いで、担当県である河井千葉県会長、赤池東京支部長が挨拶を行い、引き続き1日目のテーマである「老舗伝統工芸品店の新規事業開発」を各会場に分かれて討議



赤池東京支部長の挨拶



オリエンテーション風景

を行った。老舗伝統工芸品店というニッチなテーマではあるが、議論は白熱し新しい発見もあり、各チームの発表も活発でありました。

1日目のM P Pの後、懇親会が行われました。原 本部常任理事の乾杯の発声の後、北関東支部の会員諸氏がお酒を酌み交わし交流を深めました。舟盛りをはじめとして海の幸がテーブルに山盛りで、美味しい食事とお酒とが楽しい話題を盛り上げます。外はまだ寒く荒れていますが懇親会会場では熱気に満ち、楽しいときを過ごしました。

翌日、2日目のテーマである「新農業ビジネスの創造」提案書について討論が行われた。農業ビジネスという新しいジャンルにおいていかに経営士がかかわるかという視点に立ち、提案を行うための議論が活発に行われました。従来の農業が抱える問題の解決に向けて、ビジネスという観点で提案できるかが問題となる中、各グループの発表がその一助となるか、たいへん楽しみである。

二つのテーマの討議を終えて、上野総括リーダーが総評を行い、次回開催である長野県会の坂井県会長の挨拶をいただき、北関東支部M P Pは無事閉会しました。

昨日の大荒れの天気が嘘のように空は晴れ渡る中、ホテル玄関前で写真を撮影した後、銚子港近くの食事場所の礁(いくり)へ移動し新鮮な磯料理に舌鼓を打ち、その後ヤマサ醤油の見学を行いました。ヤマサ醤油では、通常の見学コース以外の場所の説明を受けるなど特別待遇で千葉の誇る醤油工場を見学できました。これをもって二日にわたったM P Pも終了し、醤油をお土産に家路につきました。



1日目の発表風景



懇親会の様子



一日目とはうって変わって晴天の犬吠崎京成ホテル前にて

寄稿 福祉国家と介護事業を考える

(財) 介護労働安定センター

鈴木 弘道

1 介護事業運営に関して

現内閣は「自立と共生」をモットーとして掲げ、低成長ではあるが着実な経済発展と、地方と都市間、企業規模の大小間等に生じた富の偏在のギャップを是正しながら、国民生活の安定を図り、調和のとれた日本社会の実現を目指している。

日本は高齢化社会と核家族化(今年現在の推計では、1世帯の構成で2.53人)の急激な進展により高齢者家庭では、独居や老老介護・病病介護のきわめて深刻な問題が生じている状況下で、子供に自分たちの老後の将来を託せるような状況は、すでによほど恵まれた家庭でなければなくなっている。

このような状況にある中で、高齢者が将来を見据えたうえで、安心した日常生活を送るためには、自立と共生の要として、国や地域が行う社会福祉政策が絶対的に大きな位置を占めることは当然である。

この点に関して、皆様が携わる介護事業の発展は、高齢化社会の不安を解消し、人々が不安なく意義ある社会生活を送る観点から、日本が憲法で国民に対して保証している、社会福祉政策の実現のために非常に重要なことである。

これからの社会にとって、皆様の事業はなにものにも代えがたいものであり、利用者の方々のためやその家族のため、そして明るい日本の未来を確立するため、厳しい福祉予算の環境下ではありますが、ぜひ社会福祉の先頭に立ち頑張っていただきたい。

2 介護事業の社会的貢献と将来的発展(マクロ的視点)

国立社会保障・人口問題研究所による、日本の将来推計人口(平成18年12月推計)(総務省統計「国勢調査報告」をもとに作成したものは下記のとおりである。

H19年現在高齢者	27,500千人		
H29年予測	34,500千人	54年予測	ピーク 38,600千人
H54年予測(ピーク)	38,600千人		

この推計資料によれば、今後10年間は平均700千人のペースで、高齢者人口の増加が見込まれ、その後25年間はなだらかながらも高齢者人口の増加が続くことになる。さらにその後は極めてなだらかな減少が10年程度続くと予測されている。

すなわち、これから35年間は介護事業発展のためのバックグラウンドが確立されているのと同時に、その必要性は拡大の一途であり、社会貢献度は益々大きいものとなることは確実である。

3 現状における介護事業の問題点

将来的見地から、介護事業の場合その必要性や、社会貢献に占める重要性は他の産業から見れば誠にうらやましい状況にありながらも、介護保険法が施行されていまだ7年を経過したばかりであり、事業運営上の問題点も多く指摘されている。

この中で特に多くの事業者が問題視しているのは次の2点に集約される。

- a 労働力の確保が困難(介護労働の現状 p24)((財)介護労働安定センター編)
- b 今の介護報酬では十分な賃金を払うことができない(介護労働の現状 p128)(同)

このaとbは表裏一体の関係にあると考えられる。介護事業従事者の給与は全産業平均の70%程度と言われ、この業界に生きがいと誇りをもって参入してきた多くの人材が、自分の将来設計が描けないために、不本意ながら去って行かざるを得ない状況にあることを理解しなければならない。

このことは、介護職員の離職率が20.3%で全産業平均の16.2%を大きく上回っていることが、その事実を如実に物語っている。

介護事業者としては、質の高い従業員を確保するためにも、給与的に処遇の改善を図りたいところであるが、現行の保険給付からして限度のところまできている状況がある。

4 福祉事業を取り巻く財源状況

(1) 日本の財政状況

日本の公債残高は年々増加の一途であり、平成19年度末にはその残高が547兆円になると見込まれている。(財務省・統計データより)さらに地方の債務を加えた国・地方の債務は773兆円(対GDP比148%)に達する見込みとなっている。

これは国の公債だけで国民一人当たり約428万円の借金に相当し、地方分も含めると605万円と膨大な借金となる。

また、国の平成19年度における歳出は、総額約82.9兆円で、国債費(償還11兆5千億円と利払い9兆5千億円)は21兆円で、社会保障費の約21兆円と同額である。

これに対して、国の歳入は所得税16兆5千億円、法人税16兆4千億円、消費税10兆6千億円その他を含め租税等の収入は53兆5千億円程度であり、その他雑収入が約4兆円の合計57兆5千億円である。

この歳出と歳入の差を補填するため、公債金収入(国債の発行)で25兆4千億円の穴埋めをせざるを得ず、これだけでも平成19年度1年間で、約13兆9千億円の公債が増加することとなる。

日本は現在世界一の借金大国である。このままの予算では、国の財政はもう賄いきれない状況であり、削減できる予算もほとんど見つからないのが実情である。

(2) 福祉関係予算

このため、国としては歳出の削減を図らざるを得ず、見た目では増額となっているが実質的には福祉関係予算も例外ではない。

ここで、福祉関係予算の変遷を見てみたい。

年度(平成)	予算額(単位・億円)		一般歳出における割合
	一般歳出	福祉関係	
13	486,589	176,127	36.2(%)
14	475,472	182,768	38.4(%)
15	475,922	189,907	39.9(%)
16	476,320	197,970	41.6(%)
17	472,829	203,808	43.1(%)
18	463,660	205,739	44.4(%)
19	489,784	211,409	45.0(%)

この表が示すとおり、一般歳出予算は平成13年度から19年度までほとんど変化なく、わずかに3,200億円の増加であるが、福祉関係予算は3兆5千億円強の増加であり、一般歳出における割合は36.2%から45.0%と8.8%の増加となっている。

国としては、他の一般会計予算を削減し福祉関係予算だけは、見た目には増加させている。

(3) 介護関係予算

手元にある「一般会計予算の社会保障関係予算の平成17年度」についてによると、介護関係費は19,518億円で、19年度については19,485億円であり増加はしていない。

このことは、年金会計予算が急速な高齢化による急増に伴う自然増よることと、やはり高齢者増により医療費が多少増加したことで福祉関係予算が増加したことを示している。

(4) 介護保険給付に対して

介護保険給付の改定が平成17年に審議されていた。(実施は18年4月から)(財)介護労働安定センターの平成18年版「介護労働の現状」及び19年版「介護労働の現状」によると、運営上に関する問題点でそれぞれ57.3%・45.9%の事業所が現在の介護報酬では、十分な賃金を払うことができないと回答している。

18年版の調査時の方が問題意識のパーセントは高いがこれは、17年10月の介護報酬改定直後と18年4月の介護報酬の減額改定の審議中であったため、そのショックが反映されたものと考えられる。

まさにこの結果は、誠に残念ながら前述したように介護事業従事者の給与が、全産業平均の70%程度と言われることを裏付ける調査結果となっている。

5 今後の展望

(1) 国の福祉事業に対する基本方針

しかしながら、この介護関係の人材確保の困難と言う点に関しては、多くの事業者等からの切実な要望等があり、平成19年8月28日厚生労働省(社会保障審議 福祉部会)から、「社会福祉事業に従事する者の確保のための措置に関する基本的な指針」が告示(第289号)として公布された。

この告示の中では、国・地方公共団体、経営者・関係団体、国民の役割を明確化している。たとえば、経営者には適切な給与水準の確保・健康管理対策・適正な雇用管理の推進、国に対しては保険料等の水準にも留意しながら適切な介護報酬を設定すること、国民には利用者としてのみならず福祉・介護サービスを支える税や保険料の負担者としての役割と福祉制度を大切に利用するという節度ある態度等を求めることを網羅している。

(2)現場従業員の悩み

一方(財)介護労働安定センターが今年度公表した「介護労働の実態調査」で、介護員の働く上での悩みは、(介護労働の現状 ・ p30)「仕事内容のわりに賃金が低い」・「健康面(感染症・腰痛・怪我)の不安」・「業務に対する社会的評価が低い」等が大きな要素となっている。これが離職率 20%超の大きな要因と考えられる。

(3)介護福祉士等養成の現状

介護福祉士養成機関

1月14日付読売新聞の論壇によると、「ここ2～3年の間に応募者の急減で募集定員に満たない現象が続出し、全国では7割の学校が定員割れの状況となり、中には昨年度募集を停止し、今年度閉校に追い込まれたところや、今年度定員を100人から50人に減らしながら新入生が17人で次年度以降募集を停止することを決定したところがある。」とのことである。

訪問介護員養成機関

民間の養成機関については正確な把握はできないが、自分の知る限りでは公共的機関の状況は、1級課程については、4年程度前は7倍程度の応募率であったものが、現在では2倍程度と低迷している。2級課程についても同様に8倍程度の応募率が1倍強程度とこちらも低迷している。

新聞記事によれば、介護保険制度がスタートした時点では、若者にとって介護・福祉の仕事はやりがいと魅力ある職場に映っていたが、その後介護の現場とは重労働の「3K 職場」で、給料も待遇も仕事に見合っていないとみなされ人気急降下したとされている。

訪問介護員養成機関における受講希望者の減少についても、上記のとおり応募状況が介護福祉士養成機関に酷似しており、応募者の減少理由は、この新聞記事の解説と同様と考えるのが妥当であろう。

このことは、現に働いている者のみならず、入職前の段階で人々から敬遠されつつあることを物語っており、処遇等現状のまま介護職員を増員することはさらに困難になると考えられる。

これらの状況を前提に、離職率の高止まりや新規参入希望者の減少要因の対策が、介護事業を継続的に拡大して行くために大事になるが、賃金については、多少時間差は生じると考えられるが、告示第289号も公布されこともあり、日本の経済状況の変化等にもよるが、国家として従業者数を確保しなければならない状況が目の前にも迫っているので、この実現に動かざるを得ないことになるものと考えられる。

たとえば、高齢者数は、団塊の世代が全て高齢者の仲間入りする平成26年には、3,300万人で介護保険利用者は600万人～640万人と見込まれている。(現在の保険利用者数は420万人)

前述「告示(第289号)」によると、現在の介護職員が常勤換算で約100万人として(平成16年度)

a 仮に後期高齢者(75歳以上の者を言う)人口の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、常勤換算での介護職員は140万人

b 仮に要介護認定者数の伸びに比例して職員数が増加することとした場合、常勤換算で約150万人から160万人に増加するものと見込まれ、少なくとも今後10年間に、約40万人から約60万人の介護職員の確保が必要となる。とされている。

なお、従業員の健康等の対策については、事業主自らが雇用管理改善の先頭に立ち、衛生会議等の機能を活用しながら、職員の衛生に関する正しい知識と意識を向上させ、実効を挙げていく必要があると考える。

6 終わりに

平成 19 年 4 月 17 日に実施された第 2 回「医療構造改革に係る都道府県会議」の資料 5 によると、平成 20 年～25 年までの 5 年間で、療養型医療施設 35 万床(医療療養 23 万床)(回復期リハ(医療療養) 2 万床はそのまま)が医療療養約 15 万床、他は老人保健施設・ケアハウス(在宅療養支援拠点)に再編される予定となっている。

これに関連した第 5 回「介護施設等のあり方に関する委員会」(平成 19 年 6 月 20 日開催)議事録によると、この再編を実現することによりマクロ的観点からではあるが医療費が 4,000 億円の削減が見込まれ、介護費が 1,000 億円の増加が見込まれ福祉予算が 3,000 億円節約できると厚生労働省では踏んでいる。

したがって今後、介護と医療の役割分担の比重が大きく変更され、当然介護保険法の内容も変更もされ、高齢者社会の中で、社会福祉として頼りになるのは介護制度であると、市場原理の関係からも社会的な評価も対象者の増加と共に当然上がってくると考えられる。

もしそうでなければ、多くの高齢者、さらにその予備軍が安心した生活が送れないという、大きな社会問題が発生せざるを得ないことになり、福祉国家を根幹から危ういものとしてしまうことになることは確実である。

先に述べたように療養病床を減じ、介護施設に変換するもくろみのように 3,000 億円程度を捻出したとしても、高齢化社会の進行はそれをはるかに超えている。

これに対応するため介護事業に従事する職員を今後の需要増加に見合うだけ確保するためには、相当な処遇の改善が必要となる。私見を述べれば全産業平均の年収にほぼ横並びにするとして、常勤職員換算で 100 万円程度の賃金アップをするとすれば、1 兆 5 千億円程度の介護予算が必要となると考える。

また、現状の国家予算の歳入・歳出を考えた場合だけでも、13 兆 9 千億円の不足が生じること等を考え、後世の負担を軽減するためにも、産業構造の改革を促し景気の拡大を図ると同時に、抜本的税制改革を実施する必要があるのではないか、その税収額は最低でも 15 兆円(国債のこれ以上の増加を抑える額)から 30 兆円(毎年国債を 15 兆円程度償却する額)と考えられる。この額を消費税率に置き換えると 7.5%から 15%程度になり、現在の消費税 5%がこれにプラスされることは当然である。

これを実現するため全国民もそれに応じた痛みを分かち合いながら老後の安心は確保できることに希望を見出し、現時点での痛みを享受し、贅沢や無駄を省く強い覚悟が必要なことと考える。

先の安心が見えれば誰でもそれに応えてくれることを確信しながら、日本の将来の繁栄を期待しています。

「福祉国家と介護事業を考えるについて」

日本国民は憲法 25 条で「健康で文化的な最低限度生活を営む権利を有する」と規定されているが、これの担保の 1 つとして、介護保険制度による高齢者介護サービスがあると考えます。

しかし、急増する高齢者に対応するだけの、サービスの提供が困難となっている現実があり、今後これがさらに加速することが想定されます。

この現実をマクロ的見地からみて解決することができないかとの視点で、利用者のためと事業者のためであり、福祉国家としての日本のためと思い自分の考えを纏めみた。

会議・研究会開催報告

コンサルティング研究会 第5回(11月)

平成19年11月28日(水) 13:00~17:00

A社(食品包装材印刷業)1日診断会

参加者:河井成夫、宇賀田登茂男、大久保 篤、若月英司

第6回(12月)

平成19年12月7日(金) 13:30~17:30

B社(精密機械部品製造業)1日診断会

講師:近江堅一会員

参加者:近江堅一、河井成夫、宇賀田登茂男、林 堯夫、大久保 篤、眞武清志、若月英司

第7回(1月)

平成20年1月20日(日) 11:00~14:00

場 所 船橋勤労市民センター

テーマ:平成20年度活動に向けての進め方検討

参加者:近江堅一、河井成夫、鶴岡義明、林 堯夫、岩野邦久、大久保 篤、若月英司

運営委員会

第9回 運営委員会

平成19年12月15日(土) 13:00~15:00

場 所 船橋中央公民館

参加者 河井成夫、染谷文夫、鶴岡義明、鈴木伸一、小塚彦明、佐藤昭保、林 久雄、
西村 豊、藤江隆平、原 弘行 若月英司

1. 北関東支部 MPP について
2. 研修関係(来年度の方向性など)について
3. 来年度事業計画について
4. 千葉県経営者協会 教育研究部会長の後任選定について
5. 千葉支部への変更について

第 10 回 運営委員会

平成 20 年 1 月 19 日(日) 10:00 ~ 13:00

場 所 秋葉学園 千葉校

参加者 河井成夫、若月英司、鶴岡義明、林 久雄、藤江隆平、保科秀雄、西村 豊、鈴木伸一、
小塚彦明、山田 一、阿部俊一、中嶋清介

1. 千葉県会より千葉支部への変更に伴う諸対応について
2. 北関東支部 MPP 研修会(千葉県会担当)の準備事項等の確認

第 11 回 運営委員会

平成 20 年 2 月 16 日(土) 12:00 ~ 14:30

場 所 船橋市勤労市民センター

参加者 河井成夫、若月英司、鶴岡義明、佐藤昭保、鈴木伸一、林 久雄、西村 豊、山田 一、
阿部俊一、藤江隆平、中嶋 清介

1. 千葉支部への組織変更に伴う会員の承諾について
2. 平成 20 年度定時総会の議案書作成について
3. その他

千葉支部への組織変更プロジェクト会議 / 研修委員会

平成 20 年 3 月 1 日(土) 14:00 ~ 17:00

場 所 新松戸ファミリーハイツ

参加者 佐藤光生、鈴木健郎、大河内国治、河井成夫、鶴岡義明、佐藤昭保、西村 豊、鈴木伸一、小塚
彦明、保科秀雄、小島和久、山田 一、阿部俊一、若月英司

1. 千葉支部への組織変更プロジェクト会議
 - (1) 千葉支部規約(案)の検討
 - (2) 組織体制について
 - (3) 組織変更プロジェクトチームの編成について
 - (4) 平成 20 年度事業計画(案)・収支予算(案)の取りまとめについて
2. 研修委員会
 - (1) 平成 20 年度研修計画
支部組織での研修の方向性について
テーマ及び講師の選定について
3. 定時総会後の特別講演会講師等について



コンサルティング研究会の活動 これまでの実績と今後の予定

コンサルティング研究会
会長 若月英司

当研究会は1997年3月に発足したISOコンサルティング研究会を前身とし、2006年4月より、「ISO」のみにとどまらず、研究会参加者が広く地域中小企業の経営改善に貢献するコンサルティング活動が出来るように研究会を運営していくため、名称を「コンサルティング研究会」と改めて活動を続けています。

幸い、当研究会は川崎秀雄会員、近江堅一会員という二人のベテランの指導を受け、参加者の得意とする専門分野の力量を地域中小企業の経営改善指導に活かせるように、2004年10月、参加者の持てる力を1冊の冊子「社長への提言 ISO 9001を活かした中小企業の経営改善」にまとめ、参加者の自費で作成し、地域の経済団体、中小企業等に配布してPRを図ってまいりました。

また、この冊子のエッセンスを中小企業の経営者にわかりやすく説明するためのパンフレットを作成し、県内中小企業の経営者に説明会を開催しております。

【2007年度の活動実績】

1. 4月14日(土) 14:00~16:00、松戸商工会議所 会議室において、中小企業の経営改善提言発表会を開催。「あなたの会社を強くするために私たちが応援します」と題し、中小企業の経営者、管理者16名の参加を得て、次の説明を行いました。

提言テーマ及び発表者

- ・ ”方針管理”で飛躍的利益確保法を！・・・・・・・・・・・・・・・・河井成夫
- ・ “内部統制”で実現、私の企業経営リスク回避法！・・・・・・・・鈴木伸一
- ・ 企業発展のための私の人材育成法！・・・・・・・・・・・・・・・・宇賀田登茂男
- ・ 企業活性化のための私のリーダーの資質育成法！・・・・・・・・岩野邦久
- ・ “TOCスループット会計”で大幅利益確保法！・・・・・・・・大久保 篤
- ・ 私の中小企業指導ポイントと指導効果！・・・・・・・・相馬幹夫
- ・ “バリューチェーン”による多品種少量生産の経営改善！・・・・林 堯夫
- ・ “中小企業向けに編み出したトヨタ方式”で生産性向上を・・・・若月英司

2. 11月15日(木) 14:30~16:30、千葉市民会館 会議室において、中小企業経営診断説明会を開催。これまでの活動を企業の現場で活かすため、5月以降数回参加者が集まり、資料の準備、県内中小企業経営者への案内状の発送を参加者の自費で行い、中小企業現場における1日無料診断会を呼びかけ。

次の2社について1日無料診断会を実施し、当該企業の問題点を抽出、問題解決のための詳細診断及び改善指導(いずれも有料)を薦めている。

- ・ A社（食品等包装材印刷業）・・・・・・・・11月28日、1日無料診断会を実施
- ・ B社（精密機械部品製造業）・・・・・・・・12月7日、1日無料診断会を実施

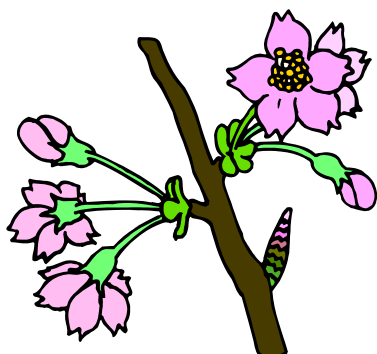
3. 2008年度活動へ向けての準備

これまでの活動で得た中小企業の実態を基に、参加者のポテンシャルを中小企業経営者によりわかりやすく伝えて経営改善に役立ててもらうため、差し当たり、次のテーマについてパンフレットを作成中。

- ・方針管理：部門目標の決め方、必達法・・・河井成夫
- ・スループット会計・・・・・・・・・・・・・・大久保 篤
- ・中小企業の営業戦略・・・・・・・・・・・・・・林 堯夫
- ・中小メーカー用トヨタ方式・・・・・・・・・・・・若月英司

【2008年度の活動予定】

現在作成中のパンフレットをどのように使ったら中小企業経営者にその内容が理解され、経営改善に役立ててもらえるかを検討し、中小企業経営者に働きかけを行い、中小企業の現場で実証するように活動していく。



研修会の予定

6月 月例研修会開催のお知らせ

開催日 平成20年6月28日(土) 場 所 船橋市中央公民館
講 師 鈴木弘道 会員 時 間 : 15:00~18:00
テーマ 福祉国家と介護事業を考える

今号で寄稿いただきました、鈴木弘道会員が福祉について講演いたします。福祉の現場の生の状況と問題点、国の施策までを広く紹介いたします。ご期待ください。

コンサルティング研究会開催のお知らせ

開催日 平成20年3月22日(土) 場 所 船橋市中央公民館 第5集会室
講 師 コンサルティング研究会 会員 時 間 : 15:00~18:00

- (1) PR 資料の内容検討
- (2) 中小企業経営者へのプロモーション、チャンネル
- (3) その他

記事ご協力をお願い

記事、投稿をお待ちしております。ご協力お願いいただける方は広報担当 鈴木までお送りください。

TEL : 090 - 544 62808 FAX : 0471 - 33 - 1303

MAIL : shin_suzuki@nifty.com